平成２２年（フ）第１９８７号
京都市山科区上花山花ノ岡町53番地
債務者　安田　明美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８９号
京都市東山区今熊野南日吉町114番地17
債務者　戸川　眞里
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００５号
京都府宇治市天神台１丁目２番地の22
債務者　小島工務店こと　小島　敏浩
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
奈良市古市町1613番地の１　第10号市営住宅60号、住民票上の住所奈良市古市町1558番地の１　第10号市営住宅68号
債務者　南畑　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
奈良県大和郡山市下三橋町982番地
債務者　奥田美津子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０８号
奈良市南登美ヶ丘７番１―101号
債務者　奥村加代子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１４号
大分市高松東３丁目５番21号　今村シャンテ303
債務者　伊賀本一富
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６３８号
大分県別府市原町18番20号
債務者　山本　政則
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４７号
宮崎県日向市大字財光寺1083番地、住民票上の住所宮崎県日向市大字財光寺1093番地２
債務者　浜田　照美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５７号
宮崎県日向市大字平岩410番地
債務者　安藤　　武
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６５号
宮崎県日向市大字財光寺165番地
債務者　程内　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４５８号
兵庫県伊丹市南町１丁目３番26号
債務者　北川　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４８０号
兵庫県宝塚市売布２丁目14番30号　グランディールⅠ201
債務者　高瀬　省吾
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２０号
徳島県徳島市論田町本浦中144番地の９
債務者　大河　英二
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２１号
徳島県徳島市論田町本浦中144番地の９
債務者　大河　秀美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６４号
千葉県柏市青葉台２丁目24番１―613号
債務者　田村　希成
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７２号
千葉県松戸市久保平賀382番地の９　小金台ハイツ101号
債務者　三上　範克
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６６号
青森県黒石市大字乙大工町10番地１、申立時の住所青森県黒石市八甲88番地８
債務者　今井　俊夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
青森地方裁判所弘前支部